柏行審第53号 平成29年10月25日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市行政不服及び情報公開 ・個人情報保護審議会 会長 梅 田 徹

審査請求に対する答申について

平成28年11月1日付け柏健総第1436号で諮問のあった事 案について、下記のとおり答申します。

記

- 1 当審議会の結論
 - 柏市長(以下「実施機関」という。)の決定は、妥当である。
- 2 審査請求に至る経過
 - (1) 開示請求者は、実施機関に対し、平成28年6月1日、柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。)第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「平成28年5月25日付けで利害関係人から柏市に提出された審査請求書やその添付書類一切。」

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書(以下「本件公文書」という。) を特定した。

「平成28年5月25日付けで〇〇から提出された審査請求 書及びその添付書類」

(3) 実施機関は、本件公文書に第三者に関する情報が記録されているため、条例第14条第1項の規定により、当該第三者である本件審査請求人(以下「審査請求人」という。)に対し、本件公文書の開示決定に対する意見書を提出する機会を与える照会を平成28年6月13日付け柏健予第244号文書で行った。

- (4) 実施機関は、条例第14条第1項の規定による照会を行うため、開示するか否かを決定する期間を延長する旨、開示請求者に対し、平成28年6月14日付け柏健予第245号文書で通知した。
- (5) 審査請求人は、実施機関に対し、平成28年6月28日付けで本件公文書の開示に関して支障を生じる旨の意思を示した意見書を提出した。
- (6) 実施機関は、本件公文書が条例第7条第3号アに該当する不開示情報が記録されている公文書であると判断し、開示請求者に対し、平成28年7月21日付け柏健予第390号文書で公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)の通知をした。
- (7) 実施機関は、条例第14条第3項の規定により、審査請求人に対し、本件処分をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を平成28年8月3日付け柏健予第424号文書で通知した。
- (8)審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、条例第17条の 2第1号に規定する審査請求をすべき行政庁である柏市長に 対し、平成28年8月19日付けの書面により審査請求をした。
- 3 審査請求の趣旨及び理由
 - (1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、本件公文書のうち、審査請求書に押印されている法人の代表者印の印影以外の事項及び添付書類に記載されている事項全てを開示しないとする処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書,反論書等で主張する要旨は,次のとおりである。

- ア 本件公文書のうち添付資料 (履歴事項全部証明書) は、法 務局にて審査請求人の費用負担の下に取得したものであり、 当該添付資料を求めるのであれば、求める者の負担により取 得すべきである。
- イ 柏市のホームページ上では、柏市行政不服及び情報公開・ 個人情報保護審議会の議事録は閲覧可能であって、審査事項

は明白であるが、審議の対象となっている法人や個人は明らかにされておらず、このことは、法人及び個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護するためと思われる。

よって、審査請求書及び履歴事項全部証明書については、法人の各種情報を特定することができる情報が記載されているので、非開示とされるべきである。

また、議事録から審査請求事件を確認し、その事件に関する審査請求書の開示請求が実施された場合で、開示決定をするのであれば、議事録において、法人や個人名を非公開とした理由と整合性が取れない。

- ウ 審査請求内容及びその内容が特定可能な情報並びに審査請求人の名称,住所等並びに履歴事項全部証明書に記載の名称, 主たる事務所等法人を特定することが可能な情報は,条例第7条第3号(条例第7条第3号アの誤記と思われる。)の規定により,審査請求人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するため不開示とするべきである。
- エ 審査請求人であることが他の者に知られると、審査請求に係る事件に関わる法人の印象を著しく害するおそれがあるため、当該情報は、条例第7条第3号アに該当する。
- 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書のうち審査請求書にあっては、公にすることによる審査請求人の権利利益を害するおそれがない。
- (2) 本件公文書のうち添付書類にあっては、法務局で誰でも入手することができる、公にされている情報である。
- 5 参加人の意見の要旨

開示請求者である参加人が意見書で主張している意見の要旨は, 次のとおりである。

- (1) 法人の履歴事項全部証明書は、柏市に審査請求人が提出した 文書であり、開示請求により開示された場合はその写しを交付 するため当該審査請求人にその費用の負担をさせるものではな い。
- (2) 審査請求書は、その審査請求の内容の基礎となる情報である。

当該審査請求書が提出されていても,直ちに開示請求者に送付 されるわけではないから,その内容によって,参加人となるか 否か検討するためにも開示が必要な情報である。

6 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア本件公文書の概要

本件公文書は、審査請求人が審査請求を提起した他の諮問に係る事案の審査請求書及び行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第3項の規定により添付された当該審査請求人の代表者を証する書類である履歴事項全部証明書であって、それぞれ次の情報が記載されている。

(7) 審査請求書

審査請求書は、行政不服審査法第19条第2項及び第4項の規定により、審査請求人の名称及び住所又は居所、審査請求に係る処分の内容及び処分があったことを知った年月日、審査請求の趣旨及び理由、処分庁の教示の有無及びその内容、審査請求の年月日並びに審査請求人が法人であるためその代表者の氏名及び住所又は居所並びに当該審査請求人の代表者印の印影に係る情報が記載されている。

(イ) 履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書は、会社法人等番号、名称、主たる 事務所の所在地、法人成立の年月日、目的等、役員に関す る事項、資産の総額、登記記録に関する事項等並びに当該 履歴事項全部証明書の交付日及び当該証明に係る登記官の 氏名及びその印影に係る情報が記載されている。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書のうち、審査請求書における審査 請求人の代表者印の印影を条例第7条第3号アに該当すると して、不開示とした。

審査請求人は、本件公文書のうち、審査請求人の代表者印の印影以外の部分を、同号アの規定により不開示とするべきであると主張しているので、実施機関の判断の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

ア条例の趣旨

条例第7条第3号アは、「法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)について不開示としている。

また、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。すなわち、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の公正な競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

イ 該当性の検討

(ア) まず、本件公文書のうち、審査請求書における法人の代表者印の印影以外の部分については、法人の事業に関する情報等当該法人と関連性を有する情報であるため、「法人に関する情報」であると認められる。

次に、当該情報が「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報に該当するか否かを検討する。

そもそも、審査請求に代表される不服申立ては、行政不服審査法に基づき、行政庁の処分に関し、訴訟によらず行政の自己反省機能を生かし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保する制度である。

特に、同法第1条第1項には、国民の権利利益の救済を図ることは、審査請求をする者にとって自己の権利利益の救済に役立つ限りで当該審査請求をする者自らが提起し得るものであることが定められている。

この趣旨からすれば、審査請求書における法人の代表者印の印影以外の部分は、自らの権利利益の救済を図るために必要な情報であって、これを公にすることにより法人の社会的信用又は社会的評価が低下するものとは認められない。

また、本件公文書のうち、履歴事項全部証明書には、審査請求書に記載された審査請求人の名称及びその住所又は居所並びに代表者の氏名及びその住所又は居所に係る情報が記載されている。審査請求書を開示すべきであると考える以上、当該履歴事項全部証明書も開示すべきである。

したがって、これらの情報を公にすることにより、当該 法人の事業活動が損なわれるおそれはなく、当該法人の印 象を著しく害するとは認められない。

(イ) また、審査請求人は、当該審査請求人の名称等を開示する本件処分と当審議会の議事録(条例に定める会議録と思われる。以下「会議録」という。)において当該審査請求人の名称及びその審議内容が明示されていないこととの整合性を図ることができない旨の主張をしている。

条例第23条第3項は、会議録の公開について、「公開された附属機関等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。」と規定している。

これは、公開とされた会議の会議録については、条例第7条各号の不開示情報に該当するか否かの判断を行わずとも公開することができることから、開示請求を待つまでもなく、公開する趣旨である。

一方,非公開とされた会議の会議録については,審査請求人の名称及びその審議内容を非公開としているが,別途,開示請求に基づき,条例に規定する不開示情報に該当するか否かを判断した上で,当該会議録の内容を開示することがあり得るものである。

このように、本件処分と当審議会に係る会議録の公開又は非公開は、その判断の根拠を異にするものであるから、整合性の問題は生じない。

(ウ) よって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当しないものと判断する。

(3) 参加人のその他の主張

参加人は、本件における審査請求を認容することが障害者の権利条約及び国連の諸勧告に違反するだけでなく、日本国憲法第98条第2項にも違反すると主張する。

本件に関して、当審議会は実施機関の処分の妥当性を条例に 基づき判断するものであり、障害者の権利条約、国連の諸勧告 及び日本国憲法に直接拘束されるものではなく、参加人の当該 主張は当審議会の上記判断に影響を与えるものではない。

(4) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月1日	諮 問
11月14日	参加人の意見書の収受
11月18日	審査請求人の反論書の収受
	第1回審議(事務局から概要を説
	明)
12月13日	審査請求人の意見書の収受
平成29年1月18日	参加人の意見書の収受
1月20日	第2回審議
	※口頭意見陳述の申出なし
2月17日	第3回審議
5月12日	第4回審議
8月31日	第5回審議
9月27日	第6回審議
10月25日	答申